

● JAS法（昭和25年5月11日法律第175号）（抜粋）

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第19条の13 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

3～7（略）

（表示に関する指示等）

第19条の14 第19条の13第1項若しくは第2項の規定により定められた同条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第2項の規定により定められた同条第1項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～5（略）

第19条の14の2 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

● 加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)(抜粋)

(加工食品の義務表示事項)

第3条

1～5 (略)

6 輸入品にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原産国名とする。

(業務用加工食品の義務表示事項及び表示の方法)

第4条の2

1～7 (略)

8 第3条第6項及び前条第1項(第2号を除く。)の規定は、表示対象業務用加工食品について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1)～(2) (略)

(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(4) (略)

● うなぎ加工品品質表示基準(平成13年4月25日農林水産省告示第589号)(抜粋)

(うなぎ加工品の表示の方法)

第3条 輸入品以外のうなぎ加工品の原材料名の表示に際しては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。)は、加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次の(1)及び(2)の順に、それぞれ(1)及び(2)に規定するところにより記載しなければならない。

(1) 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

ア うなぎにあつては、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 「うなぎ」等とうなぎの名称をもって記載し、その名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨に代えて生産(採捕を含む。)した水域の名称(以下「水域名」という。)、水揚げした港名又は水揚げした港若しくは主たる養殖場が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することができる。

(イ) (略)

(うなぎ加工品の用に供する業務用加工食品の表示の方法)

第4条 前条の規定は、うなぎ加工品の用に供する業務用加工食品について準用する。この場合において、「第4条第1項第2号(エを除く。)」とあるのは「第4条の2第5項(第6号を除く。)」と、「ものから順」とあるのは「順がわかるよう」と読み替えるものとする。